○丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例施行規則

平成２４年１２月２１日
規則第３１号
改正　平成２７年１０月３０日規則第３９号
令和元年５月３１日規則第３０号

（趣旨）

第１条　この規則は、丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例（平成２４年篠山市条例第３５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要事項を定めるものとする。

（事前登録の申出）

第２条　条例第４条の規定による事前登録の申出は、丹波篠山市本人通知制度事前登録申出書（様式第１号。以下「申出書」という。）により市長に本人通知制度事前登録者名簿への登録（以下「事前登録」という。）を申し出るものとする。

２　前項の場合において、事前登録の申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、本人による申出であることを証するため、次の各号のいずれかの書類（申出者が本市の住民票若しくは戸籍の附票から消除されているとき、又は戸籍から除かれているときは、これらに加えて、本籍地が記載された住民票の写し）を提示し、又は提出しなければならない。

(1)　官公署が発行した証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたものの１以上のいずれかの書類

(2)　官公署が発行した書類であって、氏名及び住所が確認できるものの２以上のいずれかの書類

３　前項の規定にかかわらず、申出者がやむを得ない理由により書類の提示ができない場合にあっては、前項の書類に準ずるものとして市長が適当と認める書類を提示させ、又は当該申出者が本人であることの説明を求めることにより、当該申出者が本人であることの確認を行うものとする。

４　第１項の申出を代理人（同居の親族を除く。）により行おうとするときは、第２項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、第１号に掲げる者にあっては、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、この限りでない。

(1)　法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2)　法定代理人以外の者　委任状その他その代理権を明らかにする書類

５　申出者又はその代理人は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者

若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、第１項の事前登録の申出を行うことができる。

（事前登録）

第３条　市長は、前条第１項の申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、丹波篠山市本人通知制度事前登録者名簿（様式第２号）により事前登録を行うものとする。

２　事前登録は、申出受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとし、当該登録した日を事前登録日とする。

３　市長は、第１項の規定により事前登録を行ったときは、丹波篠山市本人通知制度事前登録完了通知書（様式第３号）により、申出者に通知するものとする。

（事前登録の変更又は廃止の届出）

第４条　事前登録者は、氏名、住所その他事前登録の内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、丹波篠山市本人通知制度事前登録事項変更・廃止届出書（様式第４号）により、市長に届け出なければならない。

２　第２条第２項から第５項までの規定は、前項の届出について準用する。

（事前登録の抹消）

第５条　市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

(1)　廃止の届出があったとき。

(2)　事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(3)　事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4)　その他市長が登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

（事前登録者への通知）

第６条　条例第５条の規定による通知は、丹波篠山市本人通知書（様式第５号）により行うものとする。

（委任）

第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　条例附則第２項の規定により条例の施行前において行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができる。

附　則（平成２７年１０月３０日規則第３９号）

この規則は、平成２７年１１月１日から施行する。

附　則（令和元年５月３１日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

丹波篠山市本人通知制度事前登録申出書

丹波篠山市長　あて

丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例第2条の規定に基づき、申出します。

<table>
<tr><td colspan="2">申出年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">大正・昭和・平成・令和・西暦
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所及び
連絡先</td><td colspan="4">(〒　―　)　(　TEL　―　―　)</td></tr>
<tr><td rowspan="6">通知対象証明書</td><td colspan="2">証明書
種別</td><td colspan="4">□住民票の写し　□住民票(除票)の写し　□住民票記載事項証明
□戸籍謄(抄)本　□除籍謄(抄)本　□戸籍記載事項証明
□戸籍の附票の写し　□戸籍の除附票の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民票関係</td><td>住 所</td><td colspan="4">丹波篠山市</td></tr>
<tr><td>世帯主</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">戸籍関係</td><td>本籍地</td><td colspan="4">丹波篠山市</td></tr>
<tr><td>筆頭者</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※代理人による申出の場合は下記の欄も記入してください。

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">大正・昭和・平成・令和・西暦
年　月　日</td></tr>
<tr><td>代理人氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所及び
連絡先</td><td colspan="3">(〒　―　)　(　TEL　―　―　)</td></tr>
<tr><td>登録者との
関係</td><td colspan="3">1. 法定代理人　(　□親権者　□後見人　)
2. その他の代理人</td></tr>
</table>

※事務処理欄

<table>
<tr><td rowspan="3">本人確認</td><td colspan="4">□本人(　□住民票　)□代理人(　□戸籍・登記　□委任状　)</td><td rowspan="5">受付印</td></tr>
<tr><td colspan="4">1点　□免許証 □パスポート □住基カード □その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="4">2点　□保険証 □その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録事務</td><td>受付</td><td></td><td>登録(　□住基　□戸籍　)</td><td></td></tr>
<tr><td>名簿</td><td></td><td>登録済通知作成・発送</td><td></td></tr>
</table>

様式第2号(第3条関係)

丹波篠山市本人通知制度事前登録者名簿

番号	受付日	申出者	住所・連絡先	備考
H　— 1	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 2	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 3	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 4	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 5	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 6	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 7	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)
H　— 8	／	代理人(　　)	(TEL　—　—　)	(　年　月　日　変更・廃止)

様式第3号(第3条関係)

丹波篠山市本人通知制度事前登録完了通知書

第　　号
年　　月　　日

様

丹波篠山市長

　　年　　月　　日、　あなた(代理人　　様)から申出のありました本人通知制度の事前登録が下記のとおり完了いたしましたのでお知らせします。

1　登録内容

<table>
<tr><td rowspan="6">通知対象証明書</td><td colspan="2">証明書種別</td><td>□住民票の写し　□住民票(除票)の写し　□住民票記載事項証明
□戸籍謄(抄)本　□除籍謄(抄)本　□戸籍記載事項証明
□戸籍の附票の写し　□戸籍の除附票の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民票関係</td><td>住 所</td><td>丹波篠山市</td></tr>
<tr><td>世帯主</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">戸籍関係</td><td>本籍地</td><td>丹波篠山市</td></tr>
<tr><td>筆頭者</td><td></td></tr>
</table>

2　登録日

年　　月　　日

3　その他

・通知内容は次のとおりです。

①交付年月日
②交付証明書の種別
③交付部数
④交付請求者の種別
　本人等の代理人・親族等の代理人・第三者(個人)・第三者(法人)・第三者(八業士、個人)・第三者(八業士、法人)

・登録内容に変更があった場合は、必ず変更届を行ってください。

変更届をされないと本人通知を送付することができません。

様式第4号(第4条関係)

丹波篠山市本人通知制度事前登録変更兼廃止届出書

丹波篠山市長　あて

丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり届出します。

<table>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>届出内容</td><td>□　変更　□　廃止</td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">大正・昭和・平成・令和・西暦
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所及び
連絡先</td><td colspan="4">(〒　―　)　(　TEL　―　―　)</td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更後の通知対象証明書</td><td>証明書
種別</td><td colspan="4">□住民票の写し　□住民票(除票)の写し　□住民票記載事項証明
□戸籍謄(抄)本　□除籍謄(抄)本　□戸籍記載事項証明
□戸籍の附票の写し　□戸籍の除附票の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民票関係</td><td>住 所</td><td colspan="3">丹波篠山市</td></tr>
<tr><td>世帯主</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">戸籍関係</td><td>本籍地</td><td colspan="3">丹波篠山市</td></tr>
<tr><td>筆頭者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の
変更</td><td colspan="4">□氏名　□住所及び連絡先　□その他(　　)</td></tr>
</table>

※代理人による申出の場合は下記の欄も記入してください。

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">大正・昭和・平成・令和・西暦
年　月　日</td></tr>
<tr><td>代理人氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所及び
連絡先</td><td colspan="3">(〒　―　)　(　TEL　―　―　)</td></tr>
<tr><td>登録者との
関係</td><td colspan="3">1. 法定代理人　(　□親権者　□後見人　)
2. その他の代理人</td></tr>
</table>

※事務処理欄

<table>
<tr><td rowspan="3">本人確認</td><td colspan="4">□本人(　□住民票　)□代理人(　□戸籍・登記　□委任状　)</td><td rowspan="5">受付印</td></tr>
<tr><td colspan="4">1点　□免許証 □パスポート □住基カード □その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="4">2点　□保険証 □その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事務処理</td><td>受付</td><td></td><td>処理(　□住基　□戸籍　)</td><td></td></tr>
<tr><td>名簿</td><td></td><td>その他(　　)</td><td></td></tr>
</table>

様式第5号(第6条関係)

丹波篠山市本人通知書

年　　月　　日

様

丹波篠山市長

あなたの住民票の写し等を第三者に交付いたしましたので、丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例第6条の規定により通知します。

なお、通知事項は次のとおりです。

交付年月日		年　　月　　日	
交付した証明書	証明書類の種別	交付部数	備考
	□　注民票の写し	通	
	□　住民票(除票)の写し	通	
	□　住民票記載事項証明	通	
	□　戸籍謄(抄)本	通	
	□　除籍謄(抄)本	通	
	□　戸籍記載事項証明	通	
	□　戸籍の附票の写し	通	
	□　戸籍の除附票の写し	通	
	計	通	
交付請求者の種別		□　本人等の代理人 □　親族等の代理人 □　第三者(個人) □　第三者(法人) □　第三者(八業士、個人) □　第三者(八業士、法人)	

＊裏面のただし書きをご確認ください。

＊ただし、本人通知書に関して、以下の内容をご確認ください。

1)本人通知は事前登録の申出のあったものに対し、通知を送付しています。
2)交付年月日とは、証明書を窓口で発行(手渡し)した日、又は郵便で送付を行った日です。
3)対象となる交付請求者は、本人等の代理人・親族等の代理人・第三者(個人)・第三者(法人)・第三者(八業士、個人)・第三者(八業士、法人)です。
4)交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。
※丹波篠山市個人情報保護条例に基づく、情報開示請求を行うことはできます。

◎本人等の代理人請求とは
本人等の代理権を明らかに(委任状を持参するなど)して交付請求を行った場合をいいます。

◎第三者請求とは
住民票の写しにおいては「同一世帯(同地番居住親族を含む)」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)が交付請求を行った場合をいいます。

様式第１号（第２条関係）
様式第２号（第３条関係）
様式第３号（第３条関係）
様式第４号（第４条関係）
様式第５号（第６条関係）